



福島医発 764 号 (総)
平成 21 年 7 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 21 年 6 月 30 日付けで、厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長から各地方厚生局健康福祉部医事課長宛に、標記の事務連絡が示されました。

臨床研修における休止期間については、研修期間を通じて 90 日を上限とすることとされておりますが、休止期間が 90 日を超える場合の取扱いについて、今般、留意事項がとりまとめられたものです。

当該事務連絡においては、(1) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたって休止する場合においては、未修了とする取扱いと、中断とする取扱いが考えられること、(2) 研修を継続・再開する場合であって、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、各病院の募集定員とは関係なく研修を継続・再開できること、(3) 臨床研修を長期にわたって休止した後に再開する研修医を受け入れた病院においては、臨床研修費等補助金の交付対象とすることができること。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中断するまでに実施した研修の期間(月数)を 24 月から差し引いた期間となること、(4) 地方厚生局において、手続きに関する問い合わせや研修医からの相談を受け付け、適宜情報提供等を行っていること、が示されるとともに、各地方厚生局相談窓口一覧が添付されております。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましてもご了知いただき、関係医療機関等に周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

(生29)
平成21年7月1日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
飯 沼 雅



臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年6月30日付けで、厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長から各地方厚生局健康福祉部医事課長宛て、標記の事務連絡が示されました。

臨床研修における休止期間については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号）（平成21年5月18日付け日医発第156号（生15）にてご連絡済み、以下「施行通知」という。）において、研修期間を通じて90日を上限とすることとされておりますが、休止期間が90日を超える場合の取扱いについて、今般、留意事項がとりまとめられたものです。

当該事務連絡においては、（1）妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたって休止する場合においては、施行通知に示されるとおり、未修了とする取扱いと、中断とする取扱いが考えられること、（2）研修を継続・再開する場合であって、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、各病院の募集定員とは関係なく研修を継続・再開できること、（3）臨床研修を長期にわたって休止した後に再開する研修医を受け入れた病院においては、臨床研修費等補助金の交付対象とすることができること。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中断するまでに実施した研修の期間（月数）を24月から差し引いた期間となること、（4）地方厚生局において、手続きに関する問い合わせや研修医からの相談を受け付け、適宜情報提供等を行っていること、が示されるとともに、各地方厚生局相談窓口一覧が添付されております。

つきましては、本事務連絡をお送りいたしますので、貴会におかれましてもご了解いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて
（平21.6.30 医政局医事課医師臨床研修推進室長 事務連絡）





事務連絡

平成21年6月30日

各地方厚生局健康福祉部医事課長 殿

医政局医事課医師臨床研修推進室長

臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて

臨床研修における休止期間については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）において、研修期間を通じて90日を上限とすることとされているが、休止期間が90日を超える場合の取扱いについて、下記のとおり留意事項をとりまとめたので、貴局管内の臨床研修病院等に対し周知されたい。

記

1 趣旨

この留意事項は、妊娠、出産、育児、傷病その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）による休止期間が、研修期間を通じて90日を超える場合に、臨床研修病院が行う対応等について、まとめたものであること。

2 臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱い

臨床研修を長期にわたって休止する場合においては、（１）（２）のように、当初の研修期間の終了時に未修了とする取扱いと、臨床研修を中断する取扱いとが考えられること。なお、未修了や中断に関する基本的な考え方、手順等については、施行通知によること。

（１）未修了の取扱い

ア 当初の研修プログラムに沿って研修を行うことが想定される場合には、当初の研修期間の終了時の評価において未修了とすること。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた休止日数分以上の日数の研修を行うこと。

イ 未修了とした場合であって、その後、病院を変更して研修を再開することになった時には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとすること。

(2) 中断の取扱い

ア 病院を変更して研修を再開する場合には、臨床研修を中断する取扱いとし、研修医に臨床研修中断証を交付すること。

イ 臨床研修を中断した場合には、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等、臨床研修の再開の支援を行うことを含め、適切な進路指導を行うこと。

ウ 臨床研修を再開する病院においては、臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行うこと。

3 募集定員との関係

未修了の研修医に対して当初の研修プログラムに沿って研修を継続又は再開する場合若しくは研修を中断した研修医に対して研修を再開する場合であって、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、各病院の募集定員とは関係なく当該研修医に対して研修を継続又は再開できること。

4 臨床研修費等補助金との関係

臨床研修を長期にわたって休止した後に再開する研修医を受け入れた病院においては、当該研修医の研修期間を臨床研修費等補助金の交付対象とすることができること。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中断するまでに実施した研修の期間（月数）を24月から差し引いた期間となること。

5 地方厚生局における相談体制

各地方厚生局では、臨床研修を長期にわたって休止する場合の手続きに関する問い合わせや研修医からの相談を受け付け（別添1を参照）、適宜情報提供等を行っていること。

以上

各地方厚生局相談窓口一覧

医師臨床研修制度や臨床研修病院の申請手続きのお問い合わせ、また、研修医の方のご相談に応じる窓口を設けております。

お問い合わせ・ご相談は、各地方厚生局健康福祉部医事課臨床研修係でお受けいたします。

名称	所在地	管轄区域	電話番号
北海道厚生局	札幌市	北海道	011-709-2311 内線 3945
東北厚生局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	022-726-9263
関東信越厚生局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	048-740-0753
東海北陸厚生局	名古屋市	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	052-971-8836
近畿厚生局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	06-6942-2275
中国四国厚生局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	082-223-8204
九州厚生局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	092-472-2366

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抜粋）

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

1.7 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであり、原則として病院を変更して研修を再開することを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修医が臨床研修を継続できる方法がないか検討し、研修医に対し必要な支援を行うものであること。

これらを通じて、なお中断という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管理者に申し出た場合」の2とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めるには、以下のようなやむを得ない場合に限るものであり、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地があるものは認めるものではないこと。

(ア) 当該臨床研修病院の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該臨床研修病院における研修プログラムの実施が不可能な場合

(イ) 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院の指導・教育によっても、なお改善が不可能な場合

(ウ) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

(エ) その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、臨床医としての適性を欠く場合等研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行

い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ)管理者は、(ア)の勧告又は研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができること。

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式11）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式12）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

(イ)中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ウ)臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称

(エ)臨床研修を開始し、及び中断した年月日

(オ)臨床研修を中断した理由

(カ)臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修医の評価

(2)臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修病院が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式13）を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

18 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

(ア)休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

(イ)必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は90日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内に各研修分野の必要履修期間を

満たすよう努めなければならないこと。

(ウ) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修医の研修休止期間が90日を超える場合には、未修了とするものであること。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行うこと。

また、基本研修科目又は必修科目で必要履修期間を満たしていない場合にも未修了として取扱い、原則として引き続き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足する期間以上の期間の研修を行うこと。

(エ) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行わなければならないこと。研修医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして対策を講じ、当該研修医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努めなければならないこと。